

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 税制課長の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 宿泊税に係る徴収金の賦課に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)